_	議事録
会議名	平成29年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成29年3月24日(金)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階 電算会議室
出席委員	会長:8番 後藤 進 会長職務代理:6番 藤井明男 委員:1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 合計8名
欠席委員	
農業委員 会事務局	事務局長:髙橋恵一 主査:原田智香 主任主事:小宮正道
議事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地造成施工承認願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 下限面積(別段の面積)の設定について 日程 第8 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
	並びに 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
会議の概要	会 長:ただ今から、平成29年第3回定例総会を開会いたします。 出席委員は全員で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、3番大久保委員と4番市川委員を指名します。 会 長:それでは、総会次第により日程第1農地法第4条の規定による許可申請に ついて議案番号11号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願 いします。
	事務局:(議案番号11号を朗読)(説明) 本案件は位置図にありますとおり南小学校の西側にある農業振興地域外にある農用地以外の農地です。 転用事業の内容は、隣地を借地し中古車販売業を営む事業者が、所有者に立ち退きを迫られ、利便性のある現事業所付近で土地を探していたところ、隣地所有者と話がまとまり、所有者が申請地を自ら転用し、賃貸借契約するものです。所有者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。 なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準としては、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。 会長:続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番:所有者は療養中とのことで耕作が難しいと聞いています。農地は過去に田を畑に造成され、水路への防除も済んでいるようでした。遊休となっていますが、特に問題ないと思われます。
	会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件ついて発言のある方は挙手願います。 (特になし) 会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号11号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長:次に議案番号12号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号12号を朗読)(説明)

本案件は位置図にありますとおり寒川東中学校グラウンドの南西にある農業振興地域内にある農用地以外の農地です。

転用事業の内容は、申請地付近で借地し自動車修理業を営む事業者が、需要増により現在、車両の保管場所が不足、また車両の積み下ろしも道路上で行われていることの不便を解消するため、現事業所の土地所有者に相談し、付近で土地を探していたところ、申請者と現事業所の土地所有者、使用者で協議が整い、申請者自らが転用し賃貸借契約するものです。

所有者は転用工事を実施する資力もあり、賃借人は近くの土地を所有する知人で、自動車修理業者と賃貸借契約をしており、転用の確実性は明らかです。

なお、当該地の立地基準は、おおむね300m以内に鉄道の駅が存することから第3種農地にあたります。

会 長:続いて、地区担当は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をします。

会 長:私が知る限り遊休農地です。立地的にも市街化が進む場所ですので、いた しかたなく、特に問題ないと思われます。

会 長:それでは質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願 います。

(特になし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長:では全員賛成ですので、議案番号12号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

次に日程第2 農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号13号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号13号を朗読)(説明)

本案件は位置図にありますとおり念宗寺の西側にある農業振興地域内にある農用地以外の農地です。

転用事業の内容は、茅ヶ崎市に本社を置き、町内にも資材置場がある土木工事、建築物の解体をしている業者が、現在、使用している重機を販売店に仮置きし現場を往復していたところ、販売店の方から立ち退きを要求され、早急に車両置場が必要となり、当該地所有者と土地売買契約の話が整い、農地転用許可申請に至りました。事業者は転用工事を実施する資力もあり、近くに資材置場も所有しており、転用の確実性は明らかです。

なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化 区域から住宅の用 若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設 若し くは公益的施設が連たんしていることから第3種農地にあたります。

会 長:続いて地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番:3月15日、事務局職員と現地調査しました。

当該農地は、北側に左岸用水路や東電の鉄塔敷地があり、南側が町道に接しています。いずれも分断されたような農地で、集約しても良い形状は望めません。

譲渡人は施設園芸農家で、当該農地は毎年、夏作の野菜畑として利用され

ていました。

ただ今、事務局から説明のありましたとおり、今回、農地を車両置場にするために所有権の移転を行うとのこと。周辺への影響が考えられますが、 隣地の土地所有者からの承諾が取れていますので、やむを得ないと思われます。

加えまして、転用時も事業運用時も重機車両が出入りするとのことですので、隣地農家だけではなく近隣住民に対しても十分な配慮をお願いしたい と思っています。

会 長: ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件ついて発言の ある方は挙手願います。

(特になし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号13号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長:次に日程第3、農地造成工事施工承認願について、議案番号14号を上程 します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号14号を朗読)(説明)

当案件は、位置図にありますとおり農業振興地域外の市街化区域で、現況は田です。北側、東側の田が開発工事により埋め立てられ、水はけが悪くなってしまい、田として使えなくなりました。所有者は今までどおり米を作りたかったのですが、仕方なく畑にするために造成するものです。南西側、道路脇の畑ですが小面積のため、申請人の田に入るための通路という状態で、所有者からの同意書も提出されています。西側にある畑は現況雑種地で、特に影響はありません。道路との間に水路がありますが、水路に影響が無いよう施工計画されています。

会 長:続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番:3月15日、事務局と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり周囲 は全て埋め立てられ水はけが悪い状態でした。道路との間の水路について も処理されることから、特に問題ないと思われます。

会 長:ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号14号について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号14号は原案のとおり許可書を交付する ことに決定します。

会 長:次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号15号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号15号を朗読)(説明)

当該地は、生往寺の東側の畑で隣地に所有者の自宅があります。以前は夫婦で耕作していましたが夫の死後、耕作しきれず斡旋依頼が出ていました。借り手は主に芍薬を作っている近所の農業者で、約127アールの田畑を耕作しています。一部の畑を田端西地区に所有しており、今後の事業計画のことを考え、その畑の芍薬を移すための畑を探しており、今回の利用権設定に至りました。

借り手は家族3人で農業従事しており大型機械も多種多数所有し、問題な

いと思われます。

会 長:続いて地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番:3月17日事務局と現地調査をしてきました。申請者は田端西地区の区画 整理の対象者であり、徐々に芍薬を移していきたいとの考えをお持ちのよ うです。綺麗に農地管理されていて問題ないと思います。

会 長:ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号15号について 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号15号は原案のとおり決定通知書を寒川 町長に送付します。

> 続いて議案番号16号から21号まで、借り手が同一であることから一括 して上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号16号から21号を朗読)(説明)

議案番号16号、17号は、位置図にありますとおり一之宮9丁目の農業振興地域内の農用地で現況は田です。

議案番号18号は一之宮9丁目の農業振興地域内の農用地以外の農地で現 況は田です。

議案番号19号、20号、21号は大曲4丁目の農業振興地域内の農用地で現況は田です。

当該地につきましては、平成26年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については変わらず3年間ですが、田ということで、借り手が水稲の種苗を準備することを考慮し、期間満了月日が12月31日となりました。借り手は他にも利用権設定の実績があり、家族4人で耕作しており、トラクター等に加え今年度は乾燥機、もみすり機も購入しています。

会 長:続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番:寒川高校の南側と西側の農地で、遊休の様子は全く見られず、更新は問題 ないと思います。

6 番:実績のある方ですので、問題ないと思います。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号16号から21号に ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号16号から21号は原案のとおり決定通 知書を寒川町長に送付します。

会 長:次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 報告番号16号から20号の5件と、日程第6、農地法第5条第1項第7 号の規定による転用届出について報告番号21号から25号の5件につい て、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局:(報告番号16号から25号を朗読)(説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長: ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項につ いては了承されたこととします。

次に日程第7、下限面積(別段の面積)の設定について議案番号22号を 上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号22号を朗読)(説明)

毎年のことですが、当案件につきましては、ここで年度が替わりますので、 あらためてご審議をお願いするものです。参考資料として町内の農地の保 有及び利用の現況をまとめたものを作成しました。また、10アールきざ みの総農家数の表と隣接市の下限面積一覧表を添付しています。

(参考資料朗読)

- 会 長:ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。
- 会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号22号について、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長:では全員賛成ですので、議案番号22号は原案のとおり決定しました。で は事務局で手続きを進めてください。

次に日程第8、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議案番号23号を上程します。事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局:(議案番号23号を朗読)(説明)

前回の総会終了後、農業委員の方へは案として配布させていただき、3月 10日締め切りでご意見等のお願いをしましたが、ご意見等がありませんで した。

平成28年度、新たに農業経営を営もうとする者の参入が1経営体としていましたが、辞退されたことにより、これに関係する箇所について訂正し、寒川町ホームページに掲載、農業者のご意見等の募集を1か月間行います。

- 会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。
- 会 長:よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号23号について、承 認することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

会 長:では全員賛成ですので、事務局で手続きを進めてください。最後に、その他として平成30年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び平成30年度県農地等利用最適化の推進に関する意見についてと、税制改正要望を、事務局より説明をお願いします。

事務局: 県農林業施策並びに予算に関する要望及び県農地等利用最適化の推進に関する意見について(案)と税制改正要望(案)を、別添のとおり作成しました。ここで承認いただければ県農林業施策並びに予算に関する要望については、湘南地区農業委員会連合会に、税制改正は神奈川県農業会議へ報告します。よろしくご審議をお願いします。

会 長:ありがとうございました。ただいま説明のありました案件について、発言 のある方は挙手願います。

会 長:それでは、この案件は承認するということでよろしいでしょうか。 (異議なし)

会 長:では事務局の方で手続きを進めてください。

会 長:では以上をもちまして平成29年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。

資 料 1. 平成29年第3回定例総会議案及び位置図

本議事録は、平成29年4月26日、承認・署名を得て確定しました。